

公益社団法人愛知県看護協会【愛知県看護協会だより】広告募集要項

1. 媒体の概要

- ① 名称 愛知県看護協会だより
- ② 形状 A4 12ページ(但し、4月号は15ページ)
フルカラー印刷 中綴じ製本
- ③ 部数 約37,500部(全会員数 2017年度:約37,000人)
- ④ 発行 4回/年(4月末・7月末・10月末・1月末)
※事情により変更する場合があります
- ⑤ 配布 全会員へ配布。(施設毎に発送 ※施設約650件 個人会員約1,800件)
(日本看護協会、各都道府県看護協会、愛知県医師会他100か所余り)

2. 掲載について

4回/年(4月・7月・10月・1月)

3. 広告の規格

- ① 広告の場所 表4・表3・中面
- ② サイズ



1/2P(縦135 mm/横170 mm) 1/3P(縦90 mm/横170 mm) 1/6P(縦45 mm/横170 mm)

- ③ 刷り色 フルカラー

4. 広告掲載料(1回あたり)

広告の場所/サイズ	1/2	1/3	1/6
表4(裏表紙)	¥200,000-	¥140,000-	¥70,000-
表3(裏表紙の裏面)	¥180,000-	¥120,000-	¥60,000-
中面		¥60,000-	¥30,000-

(税抜き)

5. 掲載の申込み

毎号発行の3か月前まで申し込んでください。

6. 広告原稿の作成

広告原稿は、本会の委託業者が作成します。(広告掲載料に原稿作成費を含む)

7. 広告掲載料の支払い

指定した期日までに、本会指定金融機関へお支払いください。

8. 広告掲載料の返金

納入された広告掲載料金は返金できません。ただし、特段の理由があるときは、その全部または一部を返金いたします。

9. 広告掲載の取り消し

次のいずれかに該当する場合は、広告の掲載を取り消します。

- ① 広告が、編集・発行上支障となる時
- ② 指定する期日までに広告掲載料の入金がない時
- ③ 指定する期日までに広告原稿の提出がない時
- ④ その他、本会会長が必要と認めた時

10. 免責について

- ① 掲載された広告の内容に関しては、広告主様に一切の責任を負っていただきます。広告内容に起因する名誉棄損の請求または訴訟、プライバシーの侵害、著作権の侵害及び他の請求・訴訟に関し、本会は一切の責任を負いません。
- ② 広告掲載の形式、方法等の条件については、本会の都合により予告なく変更する場合があります。
- ③ 広告の発行に遅延・中断が生じても、お申込みいただいた広告の掲載に影響が生じなかった場合は、本会は一切責任を負いません。

11. その他

- ① 広告主は「公益社団法人愛知県看護協会 広告掲載要綱」及び「公益社団法人【愛知県看護協会だより】広告募集要項」を遵守してください。
- ② 内容について疑義が生じた場合は、都度本会の運営会議で協議するものとします。
- ③ 本募集要項に記載のない事項については、必要に応じて本会と広告主双方協議の上定めることとします。

12. 問い合わせ・申し込み先

公益社団法人愛知県看護協会 総務課 事業担当

TEL052-871-0711 FAX052-871-0757

広報掲載申込書

申込年月日 年 月 日

公益社団法人愛知県看護協会 会長 様

会 社 名			
所 在 地			
連 絡 先	TEL	FAX	
	Mail		
申 込 者 氏 名			

公益社団法人愛知県看護協会【愛知県看護協会だより】広報募集要項の条件により、次のとおり申し込みます。

広報掲載希望枠【該当するものに枠数（1/2、1/3、1/6）を記入してください。】

	表 4（裏表紙）	表 3（裏表紙の裏面）	中面
4 月（春号）			
7 月（夏号）			
10 月（秋号）			
1 月（冬号）			